

令和4年4月発行

後期高齢者 医療制度 のしおり



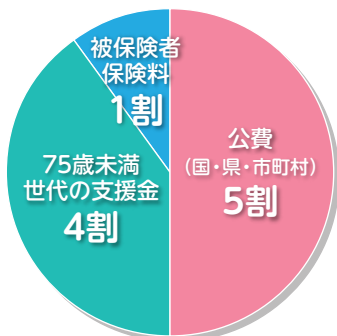
富山県後期高齢者医療広域連合



このしおりは、令和4年4月1日時点の情報です。

◆ 後期高齢者医療制度の対象となる人	1
◆ 被保険者証	2
◆ 所得区分と一部負担割合	4
◆ 限度額適用・標準負担額減額認定証等	8
◆ 医療費が高額になったとき	9
◆ 入院したときの食事代等	12
◆ あとから費用が支給される場合	13
◆ 被保険者が亡くなられたとき	13
◆ 健康診査(健診)	14
◆ 医療機関の正しいかかり方	15
◆ 保険料	16
◆ 交通事故にあったとき	20
◆ こんなときは必ず届け出を	21

被保険者を
国民みんなで
支えます。

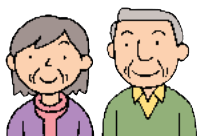


後期高齢者医療制度の財源

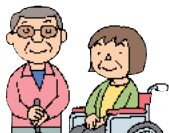
後期高齢者医療制度の 対象となる人

① 75歳以上の人

75歳の誕生日から被保険者になります。



② 65歳以上75歳未満で、 一定の障害のある人



一定の障害とは次の基準に該当する状態です。

- 国民年金法等における障害年金：1・2級
- 身体障害者手帳：1・2・3級及び4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳：1・2級
- 療育手帳：A
- 申請して、広域連合の認定を受けた日から被保険者となります。加入は任意です。
詳しくはお住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。（裏表紙参照）
- 他の医療保険制度との二重加入防止のため、後期高齢者医療制度加入後、それまで加入していた医療保険制度の資格喪失の手続きが必要です。

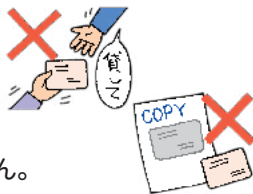


障害のある人の医療費の助成について

上記②の人が後期高齢者医療制度に加入した場合、申請により、支払った医療費の自己負担額が還付される制度があります。詳しくはお住まいの市町村の障害者福祉担当へお問い合わせください。

被保険者証

- ① 被保険者証は、一人に1枚ずつ交付されます。
- ② 毎年8月1日付けで更新します。
- ③ 記載内容に間違いがないかご確認ください。
- ④ 病院等で診療を受ける際には、窓口で提示してください。
- ⑤ 他人との貸し借りはできません。
法律により罰せられます。
- ⑥ 勝手に書き直すと無効になります。
- ⑦ 常に手元に保管してください。
コピーした被保険者証は使えません。



令和4年度は、被保険者証が2回交付されます

— 後期高齢者医療被保険者証（みほん） —

令和4年9月30日まで

有効期限

被保険者証の有効期限です。使用の際は期限に注意してください。

資格取得年月日

後期高齢者医療制度に加入した日です。

発効期日

この被保険者証に記載されている内容が有効となった日です。

一部負担金の割合

医療機関で診療を受けたときに支払う一部負担割合です。（詳しくは、P4～6 参照）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和〇年〇月〇日
交付年月日	令和〇年〇月〇日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	〇〇市△△△××番地
氏名	広域 一郎
性別	男
生年月日	〇年〇月〇日
資格取得年月日	〇年〇月〇日
発効期日	〇年〇月〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 6 富山県後期高齢者医療広域連合 公印

マイナンバーカードが
被保険者証として利用できます。
開始時期は医療機関により異なります。



臓器提供意思表示について

被保険者証で臓器提供の意思表示ができます。
記入するかどうかはご本人の判断で、必ずしも記入する必要はありません。意思表示の内容を知られたくない人へ、保護シールを用意しています。

令和4年10月1日から

被保険者証がカード型
になります!



後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和〇年〇月〇日

被保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

住 所 〇〇市△△××番地

氏 名 広域 一郎

性 別 男

生 年 月 日 〇年〇月〇日

資格取得年月日 〇年〇月〇日

発 効 期 日 〇年〇月〇日

交 付 年 月 日 令和〇年〇月〇日

一部負担金の割合 〇割

保 險 者 番 号

3 9 1 6

保 險 者 名 富山県後期高齢者医療広域連合

公印

有効期限内に一部負担金の割合や住所など記載事項
に変更があった場合は、新しい被保険者証を交付します。
変更前の被保険者証は、お住まいの市町村の担当窓口
または広域連合に**必ず返却してください。**

所得区分と一部負担割合

医療機関の窓口で支払う一部負担割合は、前年中の所得等により毎年8月1日に見直されます。

※所得の修正申告等により遡って一部負担割合が変わる場合、医療費の一部が求償または、償還される場合があります。

一部負担割合	令和4年9月までの所得区分
3割	現役並み所得者Ⅲ〔現役Ⅲ〕 住民税課税所得が690万円以上の被保険者やその人と同じ世帯の被保険者。
	現役並み所得者Ⅱ〔現役Ⅱ〕 住民税課税所得が380万円以上の被保険者やその人と同じ世帯の被保険者。
	現役並み所得者Ⅰ〔現役Ⅰ〕 住民税課税所得が145万円以上の被保険者やその人と同じ世帯の被保険者。 ただし、年収が次の基準額に満たない人は、「一般」の区分になります。
	・同一世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満 ・同一世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満 ・同一世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70歳から74歳の人がいる場合は、その人の収入を合わせて520万円未満 ・昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯で、同一世帯の被保険者の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下
1割	一般 現役並み所得者、低所得者以外の人。
	低所得者Ⅱ〔区分Ⅱ〕 世帯の全員が住民税非課税の人で、低所得者Ⅰ以外の人。
	低所得者Ⅰ〔区分Ⅰ〕 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる人（年金の控除額は80万円として計算。給与所得から10万円を控除して計算）。

新たな一部負担割合が創設されました

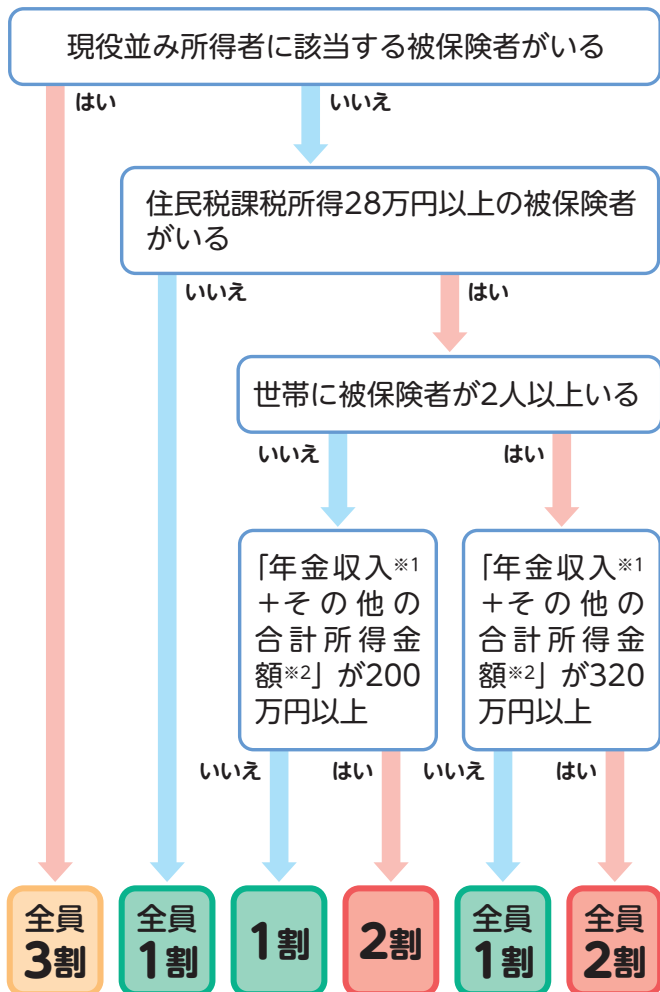
令和4年10月1日から、1割負担の人のうち一定以上の所得・収入のある人は、一部負担割合が2割となります。

3割の人については変更ありません。

一部負担割合	令和4年10月からの所得区分
3割	制度改正による一部負担割合の変更はありません。 ※P4の表、3割の欄を参考にしてください。
2割	一般Ⅱ 同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる人で、下記①または②に該当する人 ①被保険者が1人で「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上 ②被保険者が複数で被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上 ※3割負担の人は除く
1割	一般Ⅰ 現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者以外の人。 低所得者Ⅱ〔区分Ⅱ〕 世帯の全員が住民税非課税の人で、低所得者Ⅰ以外の人。 低所得者Ⅰ〔区分Ⅰ〕 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる人（年金の控除額は80万円として計算。給与所得から10万円を控除して計算）。

一部負担割合の判定の流れ

令和4年10月から



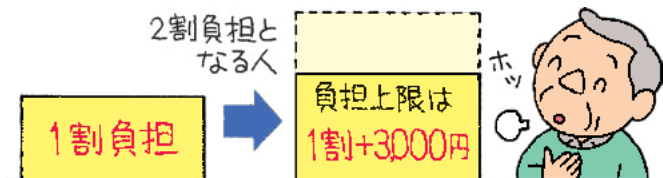
※1 年金収入には遺族年金や障害年金は含みません。

※2 その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

負担を抑える配慮措置（一般Ⅱ）

2割負担となる人について、一部負担割合の引き上げに伴う1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

配慮措置の適用で払い戻しとなる場合は、高額療養費として支給されます。口座登録の手続きが必要な人には、事前登録を行うため申請書を郵送します。

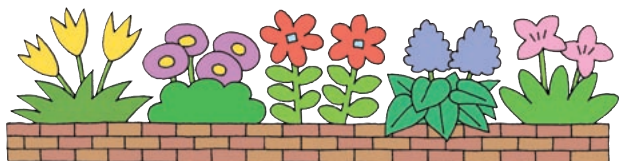


配慮措置が適用される場合の計算方法

例 1か月の医療費全体額**90,000円**の場合

窓口負担（1割のとき）	①	9,000円
窓口負担（2割のとき）	②	18,000円
窓口負担の増加額	③ (②－①)	9,000円
窓口負担増の上限	④	3,000円
払い戻し	(③－④)	6,000円

※端数調整等により実際の支払額と一致しない場合があります。



限度額適用・標準負担額減額認定証等

認定証の発行にはお住まいの市町村の担当窓口にて申請が必要です（P21参照）。申請月の初日から（月の途中で後期高齢者医療制度に加入した人は加入日から）適用されます（P9～12参照）

- 低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、療養の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示※することにより、医療機関窓口で支払う自己負担限度額（月額）や入院時食事代が減額されます。
- 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は、療養の際に「限度額適用認定証」を提示※することにより、医療機関窓口で支払う自己負担限度額（月額）が減額されます。

住民税の修正申告や世帯構成の変更により適用区分や有効期限が変更となった場合は、新しい「認定証」を交付します。変更前の「認定証」は、お住まいの市町村の窓口または広域連合に返却してください。

※オンライン資格確認を受ける場合、認定証の提示は不要です。

— 認定証（みほん） —

有効期限

認定証の有効期限です。通常は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。（期限以降引き続き該当となる人には申請がなくても広域連合よりお送りします。）

発効期日

この認定証に記載されている内容が有効となった日です。

適用区分

低所得者Ⅰの人は「区分Ⅰ」、低所得者Ⅱの人は「区分Ⅱ」と表記されます。（P9～12参照）

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効 交付日	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
有効期限 交付年月日	○年○月○日 ○年○月○日
被保険者番号	○○○○○○○○○
被 住 所	○市△△△△××××通地
氏 名	広域 一郎
生年月日	昭和○年○月○日
発効期日	○年○月○日
適用区分	区分○
保険者番号並びに保険者の名称及び印	長寿入証 該当年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	富山県後期高齢者医療広域連合
	3916
	公印

医療費が 高額になったとき

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が下表の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

高額療養費の申請は、初回のみ必要です。

振込口座については、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。



◆自己負担限度額(月額)

令和4年9月まで

一部負担割合	所得区分 (P4参照)	外来(個人単位)		外来+入院 (世帯単位)
3割	現役並み 所得者Ⅲ	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% 〈140,100円※1〉		
	現役並み 所得者Ⅱ	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% 〈93,000円※1〉		
	現役並み 所得者Ⅰ	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 〈44,400円※1〉		
1割	一 般	18,000円 (年間上限144,000円※2)		57,600円 〈44,400円※1〉
	低所得者Ⅱ(区分Ⅱ)			24,600円
	低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)	8,000円		15,000円

※1 〈 〉内の金額は、過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降に適用します。

※2 外来（個人単位）について、自己負担額が年間（8月～翌年7月）の上限額を超えた場合についても、高額療養費として支給されます。支給の対象となった場合は、通知をお送りします。

◆自己負担限度額(月額)

令和4年10月から

一部 負担 割合	所得区分 (P4、5参照)	外来(個人単位)		外来+入院 (世帯単位)
3割	現役並み 所得者Ⅲ	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% 〈140,100円※1〉		
	現役並み 所得者Ⅱ	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% 〈93,000円※1〉		
	現役並み 所得者Ⅰ	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 〈44,400円※1〉		
2割	一般Ⅱ	18,000円または6,000円 +(医療費※2-30,000円) ×10%の低い方を適用 (年間上限144,000円※3)	57,600円 〈44,400円※1〉	
1割	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円※3)		
	低所得者Ⅱ(区分Ⅱ)	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)		15,000円	

※1 〈 〉内の金額は、過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降に適用します。

※2 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

※3 外来(個人単位)について、自己負担額が年間(8月～翌年7月)の上限額を超えた場合についても、高額療養費として支給されます。支給の対象となった場合は、通知をお送りします。

75歳到達月の自己負担限度額について

月の途中で75歳になった人は、75歳到達月に限り、「加入前の医療保険」と「加入する後期高齢者医療」の自己負担限度額が、それぞれ2分の1になります(1日が誕生日の人は、除きます)。



高額療養費について

- 同じ世帯内に後期高齢者医療で医療を受ける人が複数いる場合は、病院・診療所・診療科の区別なく合算できます。
- 自己負担限度額は、外来（個人単位）を適用後に、外来+入院（世帯単位）を適用します。
- 入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外となります。

厚生労働大臣が指定する特定疾病

厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の場合の自己負担限度額（月額）は10,000円です。

「特定疾病療養受療証」が必要になりますので、お住まいの市町村の担当窓口に申請してください。

高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、下記の基準額を超えた場合、超えた部分が支給される制度です。

◆ 合算する場合の基準額（年額／8月～翌年7月）

所得区分（P4、5参照）	基準額
現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円
現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円
現役並み所得者Ⅰ	670,000円
一 般	560,000円
低所得者Ⅱ〔区分Ⅱ〕	310,000円
低所得者Ⅰ〔区分Ⅰ〕	190,000円

※低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合、限度額の適用方法が異なります。

※支給額の合計が500円以下の場合には支給されません。

※医療費または介護サービス費のどちらかの自己負担が0円の場合は支給されません。

入院したときの食事代等

入院したときの食事代は、所得区分に応じて下記の標準負担額を自己負担します。低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(P8参照)の提示が必要です。



①入院時食事代の標準負担額 (1食当たり)

所得区分 (P4、5 参照)		食 費
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅰ・Ⅱ		460円※
低所得者Ⅱ 〔区分Ⅱ〕	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ〔区分Ⅰ〕		100円

※一部260円の場合があります。

★低所得者Ⅱの人で90日を超える入院（後期高齢者医療加入前の入院期間も含む）の場合は、手続きが必要です。すみやかにお住まいの市町村の担当窓口申請してください(P21参照)。

療養病床に入院する場合

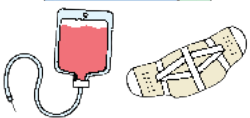
②食費・居住費の標準負担額

所得区分 (P4、5 参照)	1食当たり の食費	1日当たり の居住費
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 一般Ⅰ・Ⅱ	460円 (一部医療機関 では420円)	370円
低所得者Ⅱ〔区分Ⅱ〕	210円	
低所得者Ⅰ〔区分Ⅰ〕	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

★入院医療の必要性の高い状態が継続する人や回復期リハビリテーション病棟に入院している人は、食費として上記①の入院時食事代と同額を負担します。居住費は、370円（難病患者は0円）になります。

あとから費用が支給される場合

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、お住まいの市町村の担当窓口に申請して認められると、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

- やむを得ない理由で被保険者証を持たずに受診したときや、保険診療を扱っていない医療機関等にかかったとき 
- 海外渡航中に治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く） 
- 医師が必要と認め、生血を輸血したときやコルセットなどの補装具を購入したとき 
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき（ただし、自己負担額を除く費用の受け取りを施術者に委任した場合を除く）
- 骨折やねんざなどで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき

被保険者が亡くなられたとき

被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行った人に対して葬祭費が支給されます（P21 参照）。

● 葬祭費 30,000円

健康診査（健診）

生活習慣病の**重症化**予防や早期発見、早期治療のために、健康診査を実施しています。健診を受けて健康管理につとめましょう。



● 健診の場所・日時・費用

お住まいの市町村で実施されますので、健診場所などの詳しい内容については、お住まいの市町村の広報や案内等でご確認ください。

● 持参するもの

- ① 被保険者証
- ② お住まいの市町村から送付される受診券及び
質問票等

● 健康に関する相談

お住まいの市町村の健康相談窓口をご利用ください。

※ 健診結果の情報は、健康相談等に利用するため、お住まいの市町村へ提供されます。

なお、上記健診に代えて人間ドックの希望者に利用助成を行っています（年度に1回、上限15,000円）。

● 実施場所

指定検査機関にて実施。

詳しくは広域連合ホームページまたはお住まいの市町村窓口配置のチラシを参照ください。

※ 2週間前までにお住まいの市町村窓口で申請が必要です。

※ 健康診査を受診された人は、人間ドックの利用助成を受けることはできません。

※ 受診期間4月～翌年2月まで

医療機関の正しい かかり方

1 かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちましょう

日常的な病気の治療や医療相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」を持つことが大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医に相談しましょう。



2 重複受診(はしご受診)は、やめましょう

同じ病気で、複数の医療機関を受診すること(重複受診)はやめましょう。検査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまう心配があるばかりではなく、医療費が増加します。

3 休日・夜間の受診は控えましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診しましょう。

4 薬の飲み合わせに注意しましょう

薬は飲み合わせによって、副作用が生じる場合があります。「お薬手帳」を1人1冊にまとめ、医師や薬剤師にチェックしてもらいましょう。



5 ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。



保 険 料

保険料は、4月1日の世帯状況および一人ひとりの所得に応じて、被保険者の全員にかかります。

※年度途中の資格取得者は、取得日の世帯状況となります。

保険料の計算（令和4年度）

保険料は、「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

保険料
(年額)

限度額

66万円

均等割額

被保険者
1人あたり

46,800円

所得割額

賦課のもととなる金額
×
所得割率

8.82%

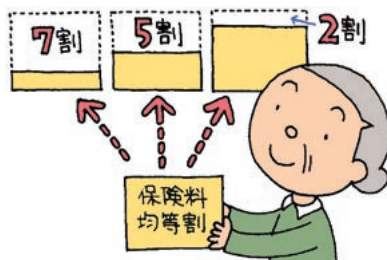
- 賦課のもととなる金額：前年の総所得金額等から住民税の基礎控除額43万円（ただし、合計所得金額が2,400万円超の場合は、その合計所得金額に応じて段階的に引き下げられます）を差し引いた額です。
- 雑損失の繰越控除は適用しません。
- 総所得金額等とは、前年中の「公的年金収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で、各種所得控除前の金額の合計です。
- 総所得金額等には、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式等の譲渡などで、特別控除後の金額）も含まれます。

※保険料率（均等割額と所得割率）は県内で統一されており、広域連合において2年ごとに見直されます。

均等割額の軽減措置

同一世帯の全ての被保険者および世帯主の総所得金額等 ^(※1) _(※2) の合計額	軽減割合 (均等割額)
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数 ^(※3) −1) 以下	7割 (14,040円)
43万円(基礎控除額) +28.5万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数 ^(※3) −1) 以下	5割 (23,400円)
43万円(基礎控除額) +52万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数 ^(※3) −1) 以下	2割 (37,440円)

- (※1) 65歳以上の年金受給者は、均等割額の軽減判定時は、年金所得からさらに15万円が控除されます。
- (※2) 軽減を判定する際の総所得金額等には、専従者給与控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。
- (※3) 同一世帯の全ての被保険者および世帯主のうち、給与所得のある人(55万円を超える給与収入のある人)の数と公的年金等に係る所得のある人(公的年金等収入が65歳未満は60万円を、65歳以上は125万円を超える人)で給与所得のない人の数の合計数。



被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入した日の前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過するまでの間に限り、均等割額が5割軽減されます。



※被用者保険の被扶養者であったことの確認は、原則として被用者保険の保険者からの通知により行いますが、被用者保険の被扶養者本人からの資格喪失の事実を申し受けて減額賦課を行う機会もありますので、保険料の通知を受けた際には軽減額をご確認のうえ、申し出ていただきますようお願いいたします。

年金収入のみの人の保険料のめやす

単身世帯の年金収入のみの人の保険料のめやす（単位：円）

年金収入額	均等割額		所得割額	保険料総額 100円未満切捨
	軽減割合			
120万円	7割	14,040	0	14,000
160万円	7割	14,040	6,174	20,200
180万円	5割	23,400	23,814	47,200
200万円	2割	37,440	41,454	78,800
220万円	—	46,800	59,094	105,800
240万円	—	46,800	76,734	123,500
300万円	—	46,800	129,654	176,400

保険料の納め方

年金からの天引きによる納付（特別徴収）

対象者

年額18万円以上の年金を受給されている人。

後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下になる人。

●特別徴収の例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

※年金からの天引きで保険料を納めている人でも、口座振替に変更することができます。（滞納がある場合などは、別途ご相談となることがあります。）口座振替を希望される場合は、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

納付書や口座振替による納付（普通徴収）

対象者

上記の特別徴収に該当しない人。

年度の途中で75歳になり資格を取得された人などは、すぐに年金からの天引きとはならないので、当初は納付書または口座振替による納付となります。

口座振替を希望される場合は、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

これまで国民健康保険料（税）を口座振替により納付されていた場合も、改めて手続きが必要となりますのでご注意ください。



保険料の減免について

被保険者（保険料を納める人）ご本人や世帯主が、災害等により重大な損害を受けたときや、事業の休廃止等により収入が著しく減少したときなど、保険料の納付が困難になった人は、申請により保険料が減免となる場合があります。

詳しくはお住まいの市町村の担当窓口や広域連合へお問い合わせください。

保険料を滞納すると

特別な理由がなく保険料を滞納したときは、通常の被保険者証より有効期間の短い短期被保険者証が交付されることがあります。保険料は納期内に納めるようにしましょう。

保険料の納付が困難な場合は、お住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。

交通事故にあったとき

交通事故など、誰か（第三者）の行為によりけがをした場合、後期高齢者医療制度により治療を受けるときは、届け出が必要です。このような場合の治療費（医療費）は、けがをさせた人（加害者）が全額を負担しなければなりませんが、一時的に広域連合が治療費を立て替え、後日加害者に請求することになります。必ず被害届をお住まいの市町村の担当窓口提出してください。



示談をするときは慎重に

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、後期高齢者医療制度で治療を受けられなくなる場合があります。示談の前に必ずお住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。

還付金詐欺にご注意を

医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません！「お金が返ってくるのでATMへ行くように」は詐欺です。

こんなときは 必ず届け出を

申請や届け出は、お住まいの市町村の担当窓口へ

こんなとき	手続きに必要なもの
65歳以上75歳未満の 一定の障害のある人で、 被保険者の認定を受け ようとするとき	●身体障害者手帳、精神障害者 保健福祉手帳、療育手帳、年 金証書（障害年金）など、障 害の状態が明らかにできる書類 ●被保険者証（国保、健保など）
県外に転出するとき	●被保険者証等
県外から転入したとき	●負担区分等証明書等
生活保護を受け始めたとき	●被保険者証等
葬祭費の支給を 受けるとき	●亡くなった人の被保険者証等 ●葬祭を行ったことを確認できる もの（会葬礼状など） ●通帳など振込先口座がわかる もの
限度額適用・標準負担額減額 認定証等の交付を受けるとき	●被保険者証
限度額適用・標準負担額 減額認定証の区分Ⅱの人が 長期入院該当を受けるとき （入院日数が過去12か月 に合計90日を超える場合）	●被保険者証 ●限度額適用・標準負担額減額 認定証 ●入院日数がわかる書類（病院 の領収書など）
特定疾病療養受療証の 交付を受けるとき	●医師の意見書または以前加入 していた医療保険の特定疾病 療養受療証など

各申請については、届出者の本人確認ができる書類
等が必要となりますので、ご注意ください。

市町村の担当窓口

市町村名	担 当 課	電話番号
富山市	保険年金課 高齢者医療係	076-443-2063
	大沢野行政サービスセンター 地域福祉課	076-467-5811
	大山行政サービスセンター 地域福祉課	076-483-1214
	八尾行政サービスセンター 地域福祉課	076-455-2461
	婦中行政サービスセンター 地域福祉課	076-465-2114
高岡市	保険年金課 後期高齢者医療・年金係	0766-20-1481
射水市	保険年金課 高齢者医療係	0766-51-6628
魚津市	市 民 課 医療保険係	0765-23-1011
氷見市	市 民 課 保険年金担当	0766-74-8061
滑川市	市 民 課 医療保険係	076-475-2111
黒部市	保険年金課 高齢者医療係	0765-54-2578
砺波市	市 民 課 国保年金係	0763-33-1362
小矢部市	市 民 課 後期高齢者医療担当	0766-67-1760
南砺市	健 康 課 国保・年金係	0763-23-2011
舟橋村	生活環境課 住民係	076-464-1121
上市町	町 民 課 医療保険班	076-472-1111
立山町	住 民 課 医療保険係	076-462-9956
入善町	保険福祉課 医療保険係	0765-72-1850
朝日町	健 康 課 医療保険係	0765-83-1100

富山県後期高齢者医療広域連合

〒939-2798 富山市婦中町速星754

(富山市婦中行政サービスセンター5階)

TEL 076-465-7501 (総務課 総務係)
 076-465-7502 (事業課 資格管理係)
 076-465-7503 (事業課 賦課係)
 076-465-7504 (事業課 給付保健係)
 FAX 076-465-3967

E-mail info@toyama-iryou.jp

URL <http://www.toyama-iryou.jp/>

このしおりは、令和4年4月1日時点における制度のあらましを、とりまとめたものです。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



禁無断転載©東京法規出版
KITC1490-1715964-W18